

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第4号

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成22年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表条例第2条第2号イに規定する契約の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

9 クラウドサービス（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を用いたサービスをいう。）に係る利用契約

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。